

第三回 農林委員會會議錄 第七号

昭和二十三年十一月十九日(金曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 坂本 実君

理事 田口助太郎君 理事 井上 良次君

理事 岡田 安正君 理事 寺本 齋君

重富 卓君 中嶋 勝一君

野原 正勝君 八木 一郎君

清澤 俊英君 金野 定吉君

永井勝次郎君 成瀬喜五郎君

小林 運美君 飯田 義茂君

松澤 一君 山口 武秀君

加藤吉太夫君

出席國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

出席府政務委員

農林政務次官 伊藤 郷一君

農林政務次官 北村 一男君

農林事務官 平田左武郎君

委員外の出席者

農林事務官 最上 章吉君

專門員 片山 徳次君

專門員 岩隈 博君

十一月十八日

北相馬郡における食糧供出割当軽減

の請願(小野瀬忠兵衛君紹介)(第二

四七号)

越中堀用水改良工事施行の請願(金

野定吉君紹介)(第三〇七号)

鋼路敷馬場を地方競馬場に編入の請

願(森三樹二君外一名紹介)(第三

八号)

日向川沿岸用水改良工事促進の請願

(金野定吉君紹介)(第三二〇号)

第一類第十一号 農林委員會會議錄

第七号 昭和二十三年十一月十九日

白羽村開墾事業助成の請願(加藤靜

雄君紹介)(第三二二号)

初倉村地内農業水利工事施行の請願

(加藤靜雄君紹介)(第三二二号)

遊佐町に冷害農事試験場設置の請願

(金野定吉君紹介)(第三二四号)

感謝献穀救済制度実施の請願(森三

樹二君紹介)(第三二五号)

兒島港第七区干拓工事完成促進の請

願(森山武彦君外一名紹介)(第三

九号)

北佐久郡の食糧供出割当軽減の請願

(小林運美君紹介)(第三三九号)

知内原野開墾に関する請願(富永格

五郎君紹介)(第三四二号)

姫治村分田地及吉吉の本地區の開

墾計画中止の請願(荒木萬壽夫紹介)

(第三四三号)

農地法に関する請願(松原一彦君紹

介)(第三五〇号)

南佐久郡の供出割当軽減の請願(小

林運美君紹介)(第三六二二号)

九州の開墾事業に関する請願(松野

頼三君紹介)(第三七〇号)

森林組合強化に関する請願(松野頼

三君紹介)(第三七一七号)

造林資金融資に関する請願(松野頼

三君紹介)(第三七八号)

春日井市に國營競馬場設置の請願

(早稻田柳右エ門紹介)(第三八二二

号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

馬匹去勢法を廃止する法律案(内閣

提出第一〇号)

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案(内閣提出第二二二号)(予)

予家畜市場法を廃止する法律案(内閣提出第二二二号)(予)

〇坂本委員長 これより會議を開きます。

日程第一、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案を議題に供します。これが提案理由の説明を求めます。伊藤政務次官。

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

四條の規定により都府市を区域とする馬匹組合から資産の譲渡を受ける場合において、当該財産の移轉に対しては、地方公共団体は、地方税を課することができない。

業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

る場合の不動産又は船舶の價格は、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該権利を都道府県から承継する場合にあつては馬匹組合連合会（縣を区域とする馬匹組合を含む）が競馬法第三十七條第二項の規定により都道府縣に譲渡した直前の帳簿價格により、畜産に関する農業協同組合が当該権利を縣市を区域とする馬匹組合から承継する場合にあつては縣市を区域とする馬匹組合が譲渡する直前の帳簿價格による。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○伊藤政府委員 ただいま御審議を願います。畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案は、畜産に関する農業協同組合連合会が、競馬法第三十七條第三項の規定に基づいて、旧馬匹組合連合会または縣を区域とする馬匹組合の資産を都道府縣から買受ける場合並びに馬匹組合の整理等に関する法律第四條に基づいて、畜産に関する農業協同組合が、都市を区域とする馬匹組合から資産の譲渡を受ける場合において、これらの財産の移轉に対して地方税を免除することともに、買受資産の登記を受ける場合において、登録税の課税標準の價格を帳簿價格とするの特例を認め、畜産に関する農業協同組合または農業協同組合連合会の財産的基礎を確立し、もつてこれらの健全なる発達に資しようとするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○坂本委員長 ただいま伊藤政府委員から御説明を伺いましたが、便宜上本日（日）の日程第二、馬匹去勢法を廃止する法律案並びに家畜市場法を廃止する法律案の三案を一括議題に供します。御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○坂本委員長 御異議なしと認めます。平田畜産局長。

○平田政府委員 畜産関係の三法律案につきましては、その提案の理由につきまして大臣並びに政務次官より御説明があつたのでありますが、さらに事務当局よりその内容についての御説明を申し上げたいと存じます。

第一の馬匹去勢法はその制定は明治三十四年の法律でありまして、当時日露戦争後の軍馬徴用を必要とする情勢に基づきまして制定された法律でございますが、牡馬につきましては原則として官行の去勢を行うというのを骨子とする法律でございます。ところでこの法律は若干施行上の不備な点もありまして、実際において実施を見ましたのは、その後十有五年を経過いたしました大正五年の十一月のことであつたのでございます。ところでその後政府の責任において府縣を主体としての馬匹の去勢を全国的に実施して参つたのでございますが、その後の経過を見ておりますと、馬の去勢時期でありまして三月ないし七月のころは、たゞく農業期にも際合いたすことでもありますので、縣の行います一定の時期に全部の馬の去勢を実施することにつきましては、時期的に困難の点もござい

ますので、馬の飼育農家といたしましては、そうした官行の検査よりも、むしろ自主的去勢を行うというのを希望する向きもだんだんと出て参つたのであります。従いましてその経過をながめてみますと、大正六年より最近までの数字がございまして、官行去勢によりまして去勢の頭数は、大正六年の三万八千八百頭を最高といたしまして、その後漸次減少いたし、昨年昭和二十二年におきましては、一万七千九百十頭に減少いたしておるのであります。これに反しまして、農家が自費をもつて去勢する頭数は、大正八年の一万三百五十五頭ということから、漸次増加いたしまして、最近におきましては一万八、九千頭に及び、二十二年におきましても一万四千四十二頭を数えておるのであります。かような情勢でありまして、実際に官行去勢の建前をとつておられますが、現状におきましては官行去勢と自費去勢とが半ばするといふような状態でございます。一面におきまして、この去勢の実施に当ります獣医師の關係におきましても、府縣の去勢技術員の数は、最近の調査によりまして全国におきまして六百六十四名であります。一方開業獣医師の数は同じく五千六百三十五名を数えている情勢に立ち至つておるのであります。従いまして、諸般の情勢からいたしまして、馬匹去勢法に基き官行去勢を強制するというよりも、むしろ馬主の自主的の発意に基きまして、また民間の開業獣医師の能力を十分に活用いたしまして、この去勢の制度を実施しても、すでに諸般の情勢はさしつかえない事情に熟しておりますし、いま一面、前回の國會に

おきまして種畜法の制定を見まして、種畜の検査を受けたものの以外のものは種付をやつてはいけないという制度がすでに確立されたこととございまして、その種畜法と両立困難なような馬匹去勢法につきましては、当然改廃を必要としておる情勢にも立ち至つておりますので、この際この馬匹去勢法は廃止するのを適當と認めた次第であります。なお一点、従来の官行去勢の場合におきましては、手数料といたしまして、一昨年ごろまでは一頭について六十円、昨年二百円に上げ、本年は三百円に引上げられたのであります。民間の実施手数料によりまして、高きものは千五百円、安きものは五百円程度でありまして、平は七、八百円くらいの手数料がとられておるのであります。従いましてこの点よりいたしまして、馬産農家の負担を高からしめるのではないかと、いふ点も考えられるのでございまして、しかしながら農業の一定期間に、不便を忍んで強制的に去勢を実施しなければならぬというよりも、むしろその思ふときに、少しは高くても去勢の実施ができる方が望ましいといふ空氣がございまして、これとに種付という後々に及びます重要な仕事でございまして、若干の手数料の増高といふことにつきましては、さして支障のないことと信じて、この際馬匹去勢法は廃止することに致したいと考へた次第であります。

第二に家畜市場法の点につきまして申し上げます。この法律もまた古い法律でありまして、明治四十三年に制定せられたのであります。この法律の骨子は、市場の開設には地方長官の許可が必要であるといふのでありまして、その許可権に關連いたしまして、一定の畜産関係の團體につきましては、あるいは市場開設の期間について特典があるとか、あるいは常設家畜市場と並立します家畜市場につきましては、停止の措置を地方長官ができるのであります。一定の家畜、畜産團體につきましてはそれを除外するとかいふような特典もあつたのであります。ところで最近におきます農業團體の改組の措置と關連いたしまして、この間の事情がだんだんと檢討されたのであります。ところが、こうした地方長官の許可制度のもとに市場制度が存在しているといふこと、並びに一種の特典が特定の團體に認められていたといふこと、これらの点につきましては、いわゆる私的独占禁止法の趣旨にかんがみまして、適當でないといふものになりまして、むしろこれはそうした特典を有することなく、自由な設立を認むべしといふことになつたのであります。ところで家畜市場法につきましては、そうした設立に關する許可の規定のほか、あるいは取引の上におきます監督規定であるとか、あるいは衛生上の取締りに關する規定等が盛り込まれております。そこで根本であります許可制度の問題を廃止するといふことになりまして、そうしたあとに残りました規定等につきましてだんだん檢討を重ねて参つたのであります。たとえば衛生に關する取締り監督の問題につきましては、すでにこれまた家畜傳染病予防法が前期國會において可決せられて、必要な取締りにつきましては地方長官の権能において發動することができるといふようになつておりますし、その他の取締りにつきまして

も、この法律によつて画一的な監督を

実施するより、むしろ地方の実情に即して、地方長官の自治権能による監督

といふことを実施した方が、適切であるといふふうにも考えられました

で、この際家畜市場法は廃止いたしました、設立許可に關連いたします制限

を解除し、その他の点については家畜傳染病予防法等の運営によつて處置

いたして参りたい、かように考えた次第でございます、従いましてこの法律自

体は廃止されることになるのでござい

ますが、すでに設立せられました家畜市場そのものにつきましては、從來と

同様は運営が継続されることと存じま

すし、また必要に應じては適当な市場が今後開設されることができるとい

なつたのでありまして、その間におき

第一類第十一号

農林委員会議録

第七号 昭和二十三年十一月十九日

きたいという趣旨であります。

その第一は地方税の免除でありますし、畜産に關する農業協同組合または

農業協同組合連合会が、競馬法の第三十七條第三項または馬匹組合の整理等

に關する法律第四條の規定によりまし

て、これは都市を区域とする馬匹組合から協同組合等が馬匹組合の資産の譲

渡を受ける場合であります、その財産の移轉につきまして、地方の公共團體

体は不動産の取得税を中心とします地

方税を課さないという、こういうものであります。

第二は登録税の点に關します特例で

あります、これはまた同様の場合にお

きまして、動産の移轉を受けますと、

通常の場合におきます課税標準とい

は、時價が基準となつてお

りますが、ただいま申し上げました場

合におきます財産の移轉は、法律の

改廃、制度の改正によりまして、不可避

的にやむを得ず起つてまいる、財産の

移轉のこともでありますので、その場

合における動産の移轉につきまして、

登録税の時價によるという通常の場合

に對しまして、帳簿價格によつて登録

税を課すというにいたしていただ

きたいと考えておりまして、この二点

を内容とする法律案を提出いたした次

第であります。

その結果どのような特典が起るか

申しますと、第一点の場合に、縣を区

域とする馬匹組合、または馬匹組合連

合会から都道府縣が承継しました資産

は約三億三千余万円と想定されます

が、そのうち協同組合へ譲渡されると

推定せられますものは、動産を中心と

した約六千万円のものと考えるのであ

ります。不動産取得税地方税は、不動

産取得税を主とするのであります、

そのうちの約三分の二程度を不動産と

推定いたしますれば、四千六百万円と

なり、これに本税附加税の百分の二十

がかけられるといはしますと、九百二

十万円程度と相なることと考えるの

であります。次に都市区域の馬匹組合

から資産の譲渡を受けるその資産は、

約九千七百万円と推定せられるのであ

ります、不動産取得税を主としまし

た場合には、そのうち三分の二と推定

いたしますと、六千五百万円になり、

その税額は千三百万円となるのであ

ります。従いまして地方税の免除額は両

方を合して二千二百二十万円程度と相

なるかと考えておるのであります。第

二の登録税の点につきましては、これ

を時價で計算いたしますと、二百十

万円程度の登録税を課せられることにな

るのであります、帳簿價格による

いたしましては、大体現在の実情を考慮

いたしますと約、五十万円程度に軽減

され

されると

二つの特典によりまして、今後新たに

発足いたしますことになりました畜産に

關する農業協同組合、または農業協

同組合連合会の財政的基礎が、それだ

け強固になることが考えられますので、

本案を提出したような次第であり

ます。

○坂本委員長 以上三法案に對する政

府の説明を伺いましたが、これから質

疑を行いたいと思ひます。田口君。

○田口委員 馬匹去勢法を廃止する法

律案について一点聞きたいのでありま

す。あの去勢法を設けた立法當時の趣

意、優良なる種畜を残すといふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

が一つと、それから交通保安といふ点

しまして、現在の頭数に比して、五箇年後には約二割程度増加せしめた増殖を遂行しようと考えておるのであります。略費はことにその中の重要な部分を占めております。その実施の方策として、御指摘になりましたような牛馬の貸付の問題、あるいは資金の問題、あるいは飼料の問題、いずれも五箇年増殖計画遂行上の重要な問題でございます。まして、われ／＼としましては民間畜産界と協力いたしまして、鋭意それらの問題の解決に当たっている次第であります。まず第一に牛馬の貸付の問題、これは本年度から無畜農家に導入するための家畜のあつせんを、少額ながらやつていけるのであります。但し畜産局として進んで牛馬を購入し、これを貸し付けるといふことにつきましては、財政上の困難も伴いますので、十分とはいっておりませんけれども、実際上はできるだけあつせんに努め、そのためにし／＼各地に協議会を開きまして、その貸付のあつせん等を実施いたしておるのであります。第二の資金の問題、これは畜産の現状におきまして最も重大なる問題の一つになつておるのであります。昨年以來農家の税金の問題と関連いたしまして、資金の梗塞をかにつ所が生産者並びに需要者両面から起つておりました、この資金のあつせんをどうするかということにつきまして種々の対策を講じておるのであります。政府といたしまして実施いたしております資金の問題は、まず家畜導入、あるいは小畜購入施設、あるいはアングラの共同飼育施設等に対しまして、復金資金を動かしまして農林漁業復興金融の資金といたしての施策を行つているのであります。この点に

つきましては、当初の需要額は相当多額に上つており、全体のわくとしておよそ四十億円ばかりが復興金融の資金と相なる予定であつたのであります。そうしてそのわくの中におきまして、畜産関係におきまして五億六千六百万円程度までが受けられ得る予定であつたのであります。第三、四半期におきましては、この農林漁業の復興資金といたしまして認められました金額は、総額二十億円となつたのであります。その中に、御承知のごとく本年はアイオン台風の善後措置、福井縣の震災問題等が突発いたしました。がために、十分に畜産方面にわくをさいしていただくこともできかねたような事情もありまして、さらにまた各種の需要額のうち、公共事業は優先せしめるといふような方針がとられました。がために、当初の予定よりは若干減少いたしました。が、現在のところにおきましては一億一千五百二十万を畜産方面の資金として振り向けることになつておるのであります。この点につきましては、すでに農林中央金庫並びに地方廳にその趣旨を通告いたしまして、目下申込みを盛んに受けてつあるというような状況にあるのであります。

第三の飼料の問題、これまた畜産問題の最も重要な問題の一つでございます。食糧の逼迫と相関連いたしまして、飼料の不足ということが終戦後におきまして畜産の不振を惹起いたしました主要な原因と認められるのであります。従いまして、戦後においてどし／＼家畜を殺すということも起つてまいつたのであります。この飼料資源を大別いたしますれば、大体三つに分かるとも思います。その一は、従来の国内産飼料資源であり、その二は、新興飼料資源であり、第三は、輸入にまつべき飼料資源でございます。

国内産の飼料といたしましては、米ぬか、ふすま、その他魚かすというような種類があるのであります。この国内産資源に對しましては、現在として、食糧と同じく飼料の輸入を海外に懇請しなければならぬ立場にあります。るので、極力最高度の利用をはかりましたために、去る二月飼料配給公團等を設立いたしました。鋭意集荷に努めているのであります。その事業の実績は、今日まで大体所期の目標を達成しつつあるやうな実情にあります。なお最近におきましては、澱粉質の飼料のほかに蛋白質飼料を集める必要もありますので、魚かすの集荷等につきまして、関係部局と協議の上、適切な措置を講じたいと考えている次第であります。

第二の新興飼料の問題につきましては、こうした飼料事情の窮迫しておる実情であります。國土も狭いこととありまして、新たに、たとえば微生物であるとか酵母等を利用いたしまして、未利用資源を蛋白質化したしまして飼料とするという方法が、化学的研究の結果だん／＼とその成果をあげつつあります。われ／＼といたしましては、こうした新規方面の開拓に關しまして研究を助成いたして、飼料給源の発見せられることに努めつつあるやうな実情であります。

第三の輸入飼料の状況、これは、戦前におきましては最高およそ百万トン程度の飼料が海外より輸入されておつたのであります。が、戦中だん／＼とその数量が減少いたし、戦後におきましては、今日まで約二百万トン程度しか入つていないという実情にあるのであります。こうした大きな給源が失われたことが畜産の不振を招いた最大の原因の一つであるのであります。最近におきましては、食糧事情の緩和と関連いたしまして、飼料方面におきましても、大分ゆとりができていような感じがいたして参りまして、現在のところ、関係方面を通じて輸入の大体確定的と認められますものは、飼料自体の輸入資源によります。そのおおよそ三万五千トン、農家保有の飼料用食料を引当てとしまして、とうもろこし等をアメリカより輸入いたします。数量およそ四万トン、これがおよそ確定的のものであります。なお現在交渉中でありまして、瀋陽産の麦類を日瀋通商協定に基いてポンド決済により輸入しようといはしますものがおよそ二万トン、さらに乳幼児の食糧といはしまして脱脂粉乳を輸入いたす予定であるのであります。その輸入がい／＼の事情上困難となりまして、飼料を輸入して脱脂乳幼児食糧を國內において生産するという方式に切りかえられまして、そのために輸入せらるべき飼料が來年の六月までに一万二千万トン、來年終りまでに三千万トン、というやうな数字になつておるのであります。現在このところ一年間におよそ十多万トンの飼料が輸入せられることになるのではなからうかと考えているのであります。かような次第でございますが、需要量全体から見ますればなお僅少の感がいたすものであります。けれども、漸次明るい方面に向いつつあるといふことを申し上げることのできるの、畜産関係者として喜びとい

たすところであります。

第三の御質問の点は、單作地帯等におきまして牛馬の飼育のみに限らず、加工施設等についても政府は助長する方針を持つておるかどうかという御質問であります。もちろん略費等におきましては、牛乳の生産のみをもつては、あるいは市場に運搬する期間の腐敗等も考えられますので、さらにこれを乳製品等に加工いたすというやうなことは、もちろん必要なことと考えられますので、われ／＼といたしまして、これらについて積極的に助成金を交付するといふこともいかに考へられますので、現在のところの方針といたしましては、復金資金の融資という方法をとつておるのであります。たとへば今日まで実施したところによりますと、そうした畜産関係の工場に約九月までに十四件にわたり一千七百三十五万円の融資が決定されておる次第でございます。もちろん非常に少額のものでございますので、今後拡大したいと参りたいと考えておりますが、大体においてさうな方策をとつておる次第でございます。

○金野委員 ただいま畜産局長からきわめて懇切、丁寧な御説明を承りましたが、この際は最後に一言お願いいたしておきたいことは、各地方に先ほど申し上げました通り、ばら／＼な畜産関係の協同組合がつくられておりますので、これをそのまま放置しておきますと、將來この統一のために非常に大きな困難を來すという懸念があるわけでありまして、この統一は今うちからひとつ畜産局を中心にして、強力な指導をお願いしたい、こういう点であります。

す。今行政整理とかいふ／＼なことが問題になつておりますので、官吏の配置轉換を行ひまして、畜産局にもし人が足りないとするならば、畜産局の職員をいさ少し増員いたしまして、そして地方にどし／＼と出られまして、畜産局が中心になつて、一定の方針を與えてもらふような、強力な指導をお願いしたいというふうに考へておりますが、これに對してどういふふうな考へを持っておられるか、お意見を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 ただいまの御意見の点につきましては、十分に御趣旨を休まして、適切な施策を講ずるようになんか検討を重ねて実施に移したいと存じます。

○井上(眞)委員 この法案に關連をして、政府は昨年農村の近代化と農業經營の合理化の必要上から、畜産五箇年計画を立てられたのでありますが、この計画は現在その通り実行されておりますか、それとも計画に変更が加へられておりますか、この五箇年計画を実行するにあつて、飼料の關係、それから資金の關係、資材の關係等は計画通り行つておりますか、これらの点について御意見を伺いたしたのであります。それから今飼料の需給状況について、詳細な説明がございましたが、具体的な数字は輸入飼料の見通しについての数字だけで、國內の需給の状況についての具体的な数字の説明がございません。今お持ちでございますならば発表願ひたいし、もし持つてなければ資料として後ほど提出を願ひたい。御承知の通り飼料公園が設立され、爾來十箇月あまりも仕事を來ておりますのに、飼料の需給状況は円滑でない

のであります。しかも何のために公園を設立したか、その意義が失われるような状況にありますから、はたして公園を設立して實際の業務運営に必要な飼料が確保されるかどうかということが明らかにならなければ、この公園の設立は本年度で打ち切られなければならぬので、そういう点について明確な資料をひとつお出し願ひたいと思ひます。

それから牛肉の統制の問題であります。最近政府は牛肉の統制に手をやいて、價格統制だけをやられておるようですが、その價格統制で満足に守られておるところは一つもないのであります。ほとんど牛肉が、今日祖國再建に必要な勤務をやつておる方面の蛋白質源として、あるいは脂肪資源として、これが供給されずに、いわゆるやみとインフレで金もうけをした人の食糧に牛肉が供せられておる事実を、政府は何と見るか。非常にこの統制は困難な統制であります。困難だからといってそれでほかおふりして放任しておくという手はないのであります。一方畜産の五箇年計画を立てて、

家畜の大増産をはかつて、非常な努力と経費を使つてやつておるにかかわらず、それから生産される肉は無統制のままに放任されるというところは許されないのであります。どういふ手を打つて、どういふぐあいにやれば最も生産農民とまた業者の協力を求めてやるべきかという成案を、政府はこの際考へるべきであります。これに對する見通しを明確に願ひたい。

それからいま一つは牛乳の問題であります。御承知の通り牛乳が最近非常に順調に増産をされつつあります。け

れども、これがまたかんじんの乳幼児の食糧に供せられず、必要な面にこれが確保されずに、いわゆるぜいたく面に流れておる実事を政府は何と見るか、そこで一應牛乳を生産しておる畜産農家からは、全部これを政府が買い上げる。そしてこれを食糧の代りに供出した方針をもつて、牛乳を一石かこれを見る。こういうぐあいに一つの供出の代替に牛乳をとりまして、これを乳幼児の主食に確保していく。そのかわり乳幼児において牛乳を必要とする分は、主食の配給をとめる。こういうぐあいにしますならば、牛乳というものがほんとうに生きたわが國の重要な主食にこれが上つてきますけれども、今のような状況で放任しておいたんでは、まづたぐいいたくな面にこれが流れて、かんじんの方向にこれが流れませんから、その点に對して政府は一体どういふ手を打とうとするか。これらの点について御意見を承つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 お答えいたします。

まず第一は畜産増殖五箇年計画の實施状況、その後の経過がどうなつておるかという御質問でありました。畜産増殖の五箇年計画は、昨年九月畜産審議會を設けいたしました。民間の意見等をも組み入れた計画を立てたのであります。大体昨年度におきまして、家畜單位に換算いたしました三百三十四万頭ありましたものを、この審議會の五箇年計画の目標といたしましては、昭和二十七年におきまして四百三十七万頭に増加せしめよう、こういう計画を内容としたものであります。過去におきます最近最大の頭数は昭和

十九年の四百八万頭という数字でありましたが、その後だん／＼低下いたしました。三百三十万程度に減つて参りましたものを四百三十七万頭にまでふやそうというのであります。最大の数に比しまして、一〇％の増加、最近の数字に比しまして三〇％の増加を企図しようとしたものであつたのであります。これをその後地方の六箇所のプロジェクト會議につぎまして、地方の情勢を打診いたしましたのであります。地方においては意外に畜産熱が高揚してゐたのであります。その実施予定の数字を集計いたしますと、四百七十九万頭という数字になりました。さらに一割程度を増加したい要望が地方にみながら、今この二つの数字をもちまして、經濟安定本部におきます他の五箇年計画と相調ひいたしました。さらに檢討を加えた結果、新しい目標といたしましては、昭和二十七年におきまして四百五十九万頭、五箇年計画が一箇年ずれまして、二十八年を最終目標といたしますが、その年度においては四百九十九万頭に達せしめようという内容を盛つたのであります。われ／＼としてはこの数字を目途といたしまして、その實現に向つて種々の実施方策、たとえば資金の面とか、飼料の面とかいふ方面に努力いたしてゐるような次第であります。そこでその実施の経過がどんなふうになつてゐるかというところを申し上げますならば、今年の六月推定いたしました数字によりますれば、現在の家畜頭数は、家畜單位に直しまして三百五十五万八千頭と推定されておるのであります。ところで二十四年の二月の計画上の数

字がいかになつてゐるかお申しますと、三百五十七万一千頭ということになつておりました。來年の二月計画に到達すべき数字が大体において本年の六月、ここに達しておるといふような実情でございますので、この点はまず御安心をいただきたいと考へております。

第二の飼料の点におきまして、輸入飼料について申し述べましたが、國內飼料についての説明を欠いてゐるではないかというお尋ねであつたのであります。で國內の飼料状況を申し上げますならば、昭和の初めにおきましては、大体二百五、六十万トン程度から三百万トンと推定されておつたのであります。ところが昭和十四年の秋の大旱魃を契機といたしまして、米についで七分つき制度がとられたので、從來の白米九一・三％の撈精歩合より九四％に撈精歩合を高めるといふような措置が講ぜられ、また麦につきまして七五％を食用に供し、二五％を飼料に供するといふ制度を食糧方面にさらに一〇％を高め、飼料方面は一五％しかないといふふうな飼料給源が減少されましたがために、その後数年は二百二、三十万トン程度になつて参つたのであります。ところがさらに最近の情勢によりまして、從來は食糧作物中から大体食糧への悪影響を及ぼさない利用を考慮いたしまして、他の残りを飼料に充てるという方針を持つておつたのであります。新たに食糧管理局におきまして農家の保有量を決定せられ、麦につきましてこの程度しか認めないといふようなことになりましたので、昨年の数字は國內産飼料として充てられますものは四百四十六万ト

ン、本年度におむまして百二十八万ト
ン、かような現状を見ておる次第であ
ります。もちろんこれは濃厚飼料の需
給数字をながめたのでありまして、さ
らにこのほかに家畜の生活を維持し得
べき粗飼料の点につきましては、これ
は牧野の草を主といたします関係上、
そこには大した増減も認められないと
いうような関係もございまして、濃
厚飼料の減少に基きます影響として
は、たとえば乳牛が牛を生産する数量
が減つて参るとか、鶏が卵を産む量
が減つて参るとか、役牛の能率が落ち
るとか、いろいろな方面に、主として影響
が現れておると存じます。そうした
需給の総体を通観いたしますと、現
在の濃厚飼料の数字と申しましては、
需要の二百五十三万八千トに対して
して、國內産供給が百二十八万六千ト
ンで、それだけでは百二十五万ト程
度の不足を見ておる実情であります
が、ここに若干の輸入数量を期待し得
る点につきましてはまだ必要な十分の
飼料が家畜に供せられていないとい
う実情におる次第であります。

第三の御質問は、飼料公園の発足後
の成績についてのお尋ねでございます
す。飼料の配給公園は去る二月二十三
日に設立いたしました、職員として千
名以上の人がおり、全國に六つの支部
を置きまして、北海道出張所を設け
ておるのでございますが、この公園の
買収品目となつておる飼料の種類は、
二十一品目でありまして、買収対象と
なつておる工場の数は、二万二千を越
えておるのであります。公園発足以來
の業績は、八月末までの収買実績十七
万トンということでしたが、それ
は今の当時まではまだ公園の組織を
整備するスタートの時期でありました
がために、十分の機能の発揮を見るこ
とができなかつたのであります。最
近におきましては職員も充実にしたと
いうような実情になりましたので、年
間収買目標四十五万トンは、來年三月
までにおそらく到達できるというよう
な見通しを持つておる次第でありま
す。

次に牛肉の統制並びに牛乳の統制に
ついての御質問であります。牛肉の統
制は御説のごとくなか／＼困難な点が
ございまして、戦争中におきまして
は食肉配給の統制株式会社等設立し
て、これに當つたこともあつたのであ
りますが、この乏しい牛肉を配給いた
します上において、一休個人的にどれ
だけ配るかということも、配給割當て
の対象となる数を確保することも、と
うてい至難であるというようなか
ら、除外の方の一つのチャンピオンに
なつておるような実情でございます
で、今後におきまして、なか／＼配
給の統制を実施するのに至難な対象品
目と考へておられますが、実はこの食肉
の取扱いは、農林省内部におきまして
も食品局において担当いたしておりま
すので、詳細につきましてはさらに食
品局長の方にお尋ねをいただければつ
きかた存じております。

最後に牛乳の問題であります。現在
におきましては、ただいま申しました
ような飼料の供給が減少いたしてお
るという事情に基因いたしまして、こ
に乳牛は最も蛋白飼料を多く要求する
動物でありまして、普通の役牛に比し
まして約三倍も必要としておるような
事情にあるのであります。この飼料
の配給が十分に参りませんために、乳
牛の生産者もいたしましては、そこに
経営上非常な困難を感じておられるの
であります。このためにたとえば乳牛
を生産する場合に一定の圃場を持つ
ておられるのであります。その圃場
に生産されず麦類等は、食糧供出の
窮屈になりました今日におきまして
は、やむを得ず供出の対象面積の中に
取入れられるというようなか／＼あり
ますので、乳牛の生産者としては一
定の圃場のもとに乳牛を飼育すること
により、食糧の方にも供出しなければ
ならず、また生産した牛乳、乳製品は
供出しなければならず、いわゆる二重
供出に苦痛をなめられるということか
らいたしまして、乳牛の生産に必要な
圃場は飼料圃場として分離してほしいと
いう要望があつたのであります。農林
当局におきましてはそうした問題を取
上げて、一時は地方に対してその趣旨
の通牒を發したこともあつたのであ
りますが、食糧供出の窮屈な今日にお
きましては、実施上遺憾ながら実現を見
ていないというようなか／＼な実情にあつたの
であります。なおまたさらに御質問
のありましたように、牛乳を供出した
場合に、それに相当する飼料を配給し
たらどうかという点につきましては、
農林当局といたしまして、牛乳一石
の供出に對して麦類を三斗三升リ
ンク的に配給するということを申し上
げておいたのであります。最近ま
でのところ食糧事情が窮迫いたしてお
りますために、その実が上つていな
かつたのであります。しかしながらた
だいま申しましたように輸入飼料等も
だん／＼見通しがついて参つたとい
うようなことからいたしまして、最近

さかのぼつてこれを差上げておるとい
うようなことで、おそろく八月ごろま
ではすでに配給の手続きを了しており
ます。以上のようなか／＼次第でありま
す。牛乳の生産につきましては、さら
に酪農生産者の要望にこたえた適切な
措置を講じて参るよう、いろいろの
準備をいたしておる次第であります。

○井上長委員 今の説明の中で飼
料問題ですが、大体二十二年は百四十
六万ト、二十三年は百二十八万ト
ン、需要にこれを対比すると百二十五
万トほど不足する状況で、この不足
は約十萬トまで輸入飼糧によつて補
われる見通しがついておる。あと百萬
トンの余りは一体どこから持つて來る
つもりですか。

○平田政府委員 これは先ほど申し
上げましたように、從來におきまして
も数字を申しますと、昭和十五年にお
きまして百六十六万ト、十六年が百五
十萬ト、十七年が百六十六万ト、十八年
が百四十三萬ト、十九年が百四十八
萬ト、二十年においては百五十九萬
ト、二十一年は百五十九萬トとい
うような不足を統計上出しておつたの
であります。その不足というのは濃厚
飼料の問題でありますから、家畜が十
分に能率を発揮しなかつたためござ
いますので、これはできるだけその線
に沿つて増加するように努めてもら
いたいということでありまして、

○坂本委員 松澤一君。

○松澤(一)委員 家畜の飼料に對して
は、時間がないのですから、あとでお
伺いすることにしまして、当面の問題
で私はこの機会にちよつと伺つておき
たいのですが、國の種牡馬は貸下げ制
度で今全國に貸下げられておるのです
が、これが今民間に拂ひ下げられる方
法と、貸付けの方法との二つになつて
來た。その状況を一つお伺いしたいの
と、もう一つはその種牡馬の拂ひ下げ
が本年度より第一段階というが、
それが開始されたようでありまして、
そこを値段が高額だ。一体この種牡
馬は戦争当時各馬匹組合等に貸し下げ
て、それが個人によつて管理されてお
つたのであります。最近の値段を
聞くと平均が七万円ないし八万円とい
うことで、今日では農家に馬一頭拂
ひ下げてもらうのに、数万円の金など
とていでき得べきものでない。こ
ういふ点から問題が起つて來たのであ
ります。一体農林省はその貸し下げた当
時において、これが何年後にはその管
理者に無償で拂ひ下げられるという公
約があるのかかわらず、今回七万円
だの十万円だのという値段をきめて、
しかもこれを近い月日のうちに拂ひ込
めというようなか／＼な厳達が來ておるの
であります。その点に對してひとつ明瞭に
お願いしたい。また種牡馬は大体戦時
中の貸下げでありまして、この種牡馬
は大体十歳前後の年齢に來ておりま
す。種牡馬としては老齢になつてお
るにかかわらず、もちろん今日若い種牡
馬は何十萬もするものであります。が、
今申し上げた通り農林省は將來は無償
で拂ひ下げるといふ公約をしたにか
わらず、これを有償にしたのはどうい
うわけか。聞けば大蔵省が非常に強
て、價格の査定等も大蔵省をやつた。
農林省としては地方の管理者に對して
何か公約があるので申しかわるけれど
も、大蔵省が非常に強から困るとも
聞いておるのであります。こういう際
に種牡馬に對する値段等に對しても、

徹底的にひとつお考え願いたい。この答弁をこの機会に私はただかなければならぬ、こう思つておるのであります。貸下げ制度があるなら、どういふ制度で行われておるか、また拂下げはどういふ方法で拂ひ下げられておるか、その点をひとつお聞きした上で、また御質疑申し上げることにいたします。

○平田政府委員 種牡馬の國有制度につきましても、現在政府におきまして北海道を中心として、二十五の種畜場を經營いたし、そこにおきまして馬のほかに、さらに民間に貸付のものも仰せのようになります。政府もこの種牡馬を飼育しておるといふ制度につきましても、從來の馬政計画が軍馬というものを主としたという点もあつたのであります。今後農業上の必要に應じて馬政の方針を建て直し、そうしてまた先ほど御説明申しましたような去勢法を廃止するという点と関連いたしまして、新しい馬の生産というものを遂行いたさなければならぬことになつておるのであります。従いましてそのした観点より種牡馬を國で独占的に持つという必要もなくなる。また牧場の点につきましても過大な面積を占めつつあるということも非常に検討を加えられまして、適宜に改正するといふような措置を今考へつつある次第であります。ところで現在拂ひ下げつつあります馬の価格というものは、これはお説のごとく予算上の要求もありまして、時價を基準とすることが適當と考へて実施しておるのであります。金融の問題に関連しまして御説明申し上げましたごとく、現在の農家經濟をもつては、なか／＼これが困難で

あるという実情もわれ／＼痛感しておるのであります。これはひとり種牡馬ばかりでなく、一般の家畜を農家が買われまする際に、資金に困つておるといふ關係に立つておる問題でありますので、この点につきましても先ほど申しましたように一億一千万円余の復興金融の問題を考えたり、その他の資金融通につきましても全般的に措置を講じてもらいたいということ、目下一生懸命に努力しておるところであります。ただその價格を國家が將來どうするかということにつきましては、從來の關係等につきましても、この際十分にまだ私自身として承知いたしてない点もあります。從來の経過、沿革等につきましてもさらに検討を加へまして、松澤委員の御質問におこたえいたしたいと考えております。

○松澤(一)委員 現に値段がきめられて、拂込み期間まで定められておる。畜産局長はもちろんそういうこまかいことを知らないとは思ふが、その係の人がありましたら、その人からこの際お話を承つておきたい。

もう一つ價格の点の査定であります。か、これは國の所有の馬が相当貸し下げられておるので、將來の問題にも重大な影響を及ぼすと思つて、この際そういう國會答弁でなくて、私は具体的にお尋ねしておるのでありますので、係の方からお聞きになつてもよろしうございませうから、もう少し具体的に御説明願ひたい。

○平田政府委員 ただいま御質問の事務を担当いたしております係りは出席に出席いたしておりますので、至急打合せの上御返事をいたしたいと考えております。

○松澤(一)委員 この機会にただちに御答弁願へますか。——それは國の方では何とも思はないけれども、種牡馬を借りておる一人々々の農家から見れば、非常に重大な問題であります。実は私はこれをどう農林省の係の人に申し上げておるのであります。値段の点やその他がはつきりするためには、大藏省の係の人にも私はお聞きしておかなければならない。今申し上げた通り、戦時中長く管理しておれば、無償で拂ひ下げるという約束のもとに貸し下げたものを、この際時價に見積つて金を取るというところにも、不合理が一つ残つておる。それから今私が申し上げた通り、その管理のいかんによつて馬にも價格がついておるにもかかわらず、むしろ完全に管理した馬が高い。それから今日五年も六年も管理して、そして過去の自分の馬を賣り飛ばした。そしてそれを管理したものがこの際七万も八万も十万も出さなければ自分の馬が手に入らぬという、そんなばかなことはありませぬので、これをばつきりしないといふはいいないと思つておる。従つて大藏省が、もう

戦争中のことはおしまいだというなら、ただやることもよからうし、戦争中の約束でも今日守るといふならば、それは守らなければならぬ。どの道そういうことは今後重大な影響を持つので、私は明答をいただきたいと思つておるのですが……

○平田政府委員 ただいま申しましたように、馬の貸付、拂下げに關しまする担当係はこの席に出席いたしておりますので、もし御必要でございませうならば事務の方へ連絡いたして呼びますなり、あるいは局へ歸つて十分御趣旨の点をただしましてお答えいたしますなり、いずれにいたしましてもしばらくの御猶予をいただきたいと存じますので、御了承願ひたいと思ひます。

○松澤(一)委員 お話ごとくともでありまして、私も今ただちに聞こうと思つておりませんが、こういう所で一問一答の形で、馬の價格その他等について私は質疑をいたしたいのであります。委員長の方に申し上げておきますが、今日でなかつたらあすでもよろしいが、あるいはその他の機会でもよろしいが、この点は十分御調査の上、その拂下げの頭数、今日國有の馬の数、どういふ計画で今後拂ひ下げて行くか、また値段はどういふ方法で査定されて行くか、貸し下げた當時においての約束やその他はどう履行して行くか、今まで管理した農家に、あるいは個人に対して、あるいは管理者に対して、どう賠償して行くか、こういう点に對して次にはよどみなく御回答を願ひたいと思ひます。また私の發言は残つておるので、実は委員長が去勢法の廃止を時間的にやるのだということでは簡単に申し

上げたのですが、承つておると畜産局長が實際日本の畜産に対して心から御努力されておることに対しては、敬意を表するものであります。井上委員が、この間自分が政府側でありながら、何故人ごとのように尋ねることがふしぎに思つておるくらいであります。ただこの機会にお願いいたしたいことは、一体畜産局長はどういふ方法で今後の日本の畜産業なるものを考へて行くつもりであるか。ただ馬や牛やめんようを飼へばいいのか、それは前にも言われたのでありますが、立体的農業經營の上に立つた畜産經營、これに重点を置くというなら、今後どういふ畜産業の御奨励をなさるか、また御計画をなさるか。もちろんそれは五箇年計画には盛り込まれておりますので、その数字は今ただちに欲しいとは思ひませんが、抽象的でよろしいから、その点をちよつとお伺ひして置きたいと思ひます。

○平田政府委員 畜産振興の方針いたしましては、昨年来すでにその振興対策は樹立されておるのであります。終戦後における家畜の減少、むしろ畜産の危機を打開してこれを振興いたし、さらに農業經營の合理化、農業經濟の安定という面から、畜産業の採用によつて農業生産力を高め、また國民栄養食糧の確保という見地から、食生活の改善のために畜産業の振興をはかり、さらにまた輸送力の挽牛馬等の關係によつて豚を畜産の方面において補つて参る。また農業生産の上におきましても労働力の不足の現状でございまして、しかもまた機械力の導入が困難であるといふような実情にかんがみまして、そうした不足は畜力の合理的

使用によつて補填して参るという見地からして、積極的な畜産の振興をはかつてまいらうという考えであります。目標の頭数四百数十万頭という数字につきましては、先ほど申し上げた通りであります。今後の五箇年間に於いて畜産の自然的繁殖、それに平素の屠殺頭数を勘案して、できるだけ最大の増殖をはかつて参る考えであります。

○松澤(一)委員 私農林の専門家でありますから拙論はよろしい。時間の関係で他の方にも御迷惑をかけますから、方向だけをちよつと云つてくださればよろしい。大体私は意見を聞きました、承れば、畜産局は日本で家畜を飼ふことは、運搬に供したり、人々の食用に供したり、いわゆる食糧の問題等をお考えになつておる。その次に考へておるのは農業経営はこうなつて来ると、そこを私は聞こうと思つておるのではありません。農林省は一体日本の食糧を、あるいは日本の将来の農業政策なるものを、どうお考えになつておるかというのを考えるときに、ただ家畜が人間の食糧になること、またそれが時に運搬交通の力をなすこと等のことはだれにでもわかつておることであるが、私はそういうことが主であつてはならないと思つております。日本の将来の食生活というものは非常に重大な危機に直面しておるのであります。平和國家、文化國家の日本が外國に食糧を依存することは間違ひだと思つております。民主自由國は、今日外國から食糧がどん／＼入つて来るから、日本の農業経営はどうでもよいじやないかというかもしれないが、そういう將來の日本の農業立國というものはあり得ないと思ふ。従つて今日畜産

局は農林省の一角を担当する上において、少くとも日本の将来の農業経営の上に……

○坂本委員長 松澤君に申し上げますが、簡単に願います。

○松澤(一)委員 そういふわけで私は農業経営としての畜産でなければならぬ、こゝういふ見解を持つております。次に盛んに御質問の方が飼料をどうのこうのと言つております。

局長の話によると、戦前百万トンの輸入飼料があつたのが、現在では二万トンドという。一体日本が食糧に困つて外國食糧に依存しなければならぬやうな場合に、また外國の飼料に依存するといふ考え方は大きな間違ひだと思ふ。そしてこれが今後の有畜農業の指導方針に影響して来るのであります。一体今の政府は、大家畜を奨励して、人間の食糧に困つてゐるのに外國にまた飼料まで仰ぐとするやうなお考へてゐるのか。今日の日本の小規模の農家の七二%が鋤一匹飼つてゐない事情を御存じですか。今後の有畜農業は中小家畜を中心を置いて、日本の内地で草やその他の飼料を自給することに、よつて、日本の有畜農業を指導して行く方向に轉換するの、あるいは今までのように牛乳とか、牛肉という魅力の上にのみ立つてやるのか。この点を、はつきりと伺いたい。

○平田政府委員 畜産の生産の基本としての有畜農業の推進というお考え、すなわち農耕上の労力を家畜に求めるとともに、その糞尿を肥料化すること、やうな、農業と畜産の経営とが合体して高度の生産をあげて参るということは、われ／＼も重要なことと考へ、畜産計画上の一つの大きな指

針としてゐる次第でありまして、この点につきましては松澤委員とまつたく御同感であります。

第二の飼料を外國よりの輸入にまたないでやつて行けという点につきましては、われ／＼としてではできないだけ

そうした方途は講じておるのであります。たとえば現在の牧場は約百五十万町歩あるのありますが、農地開放の見地からそのうち二十万町歩は開放せられるといふやうな運命にありまして、さなきだに不足の牧場がさらに狭きをかこたなければならぬといふことになつております。こゝうした缺陷を補填する必要もあらますので、われ／＼としては牧野の集約利用をはかりまして、牧草の生産能力の改良の実施によつて、約三倍半に高め、そゝうした缺陷を補填するやうな計画をもつて牧野の改良予算を今政府内部において審議しつゝある実情にございまして、輸入の方面につきましてもできるだけ努力をいたしますが、國內のそゝうした自給肥料と申しますか、さらに優良牧草を導入して、牧野の生産能力を高めるという面についても一面努力を傾注しつゝある次第でございます。

なお大家畜が中小家畜か、いずれに重点を置くかという御質問であります。これは大家畜には大家畜の特徴があり、中小家畜には中小家畜の特徴があるといふやうにそれ／＼の特徴があることとございまして、農業経営、畜産経営全体にとらみ合せまして、それ／＼所望の頭数を増殖するといふ見地に立ちまして、牛もふやせば、馬も豚も鶏もふやすといふ考え方をもちつて進んでおります。ことに鶏のごときは、最近におきましては都市において、

家庭において飼育するといふやうな傾向がだん／＼とふえてまいつておりますので、一般の專業畜産農家のほか、に、そゝういふ家庭の飼育といふこともできればけつこくかと存じて奨励いたしておるやうな次第であります。

○松澤(一)委員 中小家畜を奨励するか、大家畜を奨励するか、この点私は申し上げませんが、私は今日決して日本で牛や馬が飼へないといふのではないが、一体畜産局の方針といふものが、私がさつき言つたやうに、どの農家に一匹の小さい家畜、鶏の一つでも飼わせるという方針のもとに計画を立てるのか、今聞いておると、牧場が百五十万町歩で、二十万町歩がどうなつたとか言われるが、一体日本にそんな大きな牧場がどこにありますか、もちろん数字を寄せたものでありましようが、私は今日牧場経営の家畜を飼ふといふことは北海道以外にその見込を持つておりません。八千万の國民でさえもうよく／＼して、肩を突き合せておるといふまつた中においては、私はたとえ一つの小家畜でも飼わせるといふ方針を立てるところに、今後の日本の有畜農業の指導方針がなければならぬと思つておる。もちろん牛には牛の分野、馬には馬の分野がありますが、そゝういふところまでは今までのやうに畜産局は中心とせず、少くとも日本農家に、はどんな中小家畜でも飼わせるといふ一つの指導方針を立てなければならぬ。もう一つは、言葉が足らぬでしやうが、あなたも専門家でわかりだらうと思ひますが、一体牧場を求めるよりも、同じ農林省の中で、將來局長は、有畜農業を進める上において近接の林野をどうお考え、になつておるか、そ

こまでお考えになつたことがあるかどうか、日本のこれだけの林野の形態をどうお考えになつておるかといふことを一應この機会に、私は畜産局長としての抱負を伺つておきたい。今日はたいへん時間を急ぐそゝうでありますから、また別の機会に具體的のことを伺ひすることにいたします。そゝういふ大きな問題だけを一つ聞いておきたい。

○平田政府委員 御質問の二点はまつたく御同感でありまして、有畜農業の普及といふことからいたしまして、農家に対する家畜の導入といふことが主たる眼目となつて運営されておるわけでありまして。従つて松澤委員のお話のやうに、できるだけなるべく農家に飼つていただくといふことになつておるのであります。

第二の放牧、林業を利用いたしまして、牧野が狭小の今日、不振にある牧畜業を促進せしめるやうな政策を考へておるかどうかといふ点であります。が、これまたわれ／＼として理想として同様の見解を持つておるのであります。ただ問題は放牧林業を經營いたします際に林業経営上家畜が入ることによつて林業経営それ自体を、従来の單純な林業でなくして、畜産を混入するに適當するやうな方法に改良して参らなければならぬといふやうな問題があるわけでありまして。だから現在の林地にどこでもかまはないから家畜をやつたらいいといふのでなくして、家畜の入つた場合にはそれに相應したやうな林業形式によつて参らなければならぬといふやうなこともございまして、これらの問題の實施にあたりましては、よく林野廳の方と連絡をとりま

して、適切な結論を得るように努めた
い、こう考えております。

○松澤(一)委員 私は全国の林野を牧
畜にしろなんという意味で言っている
ではありません。そんなおわかりに
ならぬことでは、まだ畜産局長として
林野の研究がお足りにならない。要す
るに近接林いわゆる山が有畜農業にと
ういう効用を果すかということの御研
究があるかどうか。お考えがあるかど
うかということ、あとの点は少しお
間違ひになつておるようであります
が、時間ありませんから次の機会に
譲ります。

○坂本委員長 お諮りいたします。た
だま議題になつております三案のう
ち、日程第二、馬匹去勢法の廃止に関
する法律案の質疑については、これに
て打切り、討論に入りたいと存じます。
本法は独占禁止法に基く関係法案であ
りますので、討論はこれを省略して採
決に入りたいと存じます。御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂本委員長 御異議なしと認めます。
それではこれより馬匹去勢法を廃止
する法律案、内閣提出第十号を議題と
して採決いたしたいと存じます。原案
に賛成の諸君は起立を願います。

〔総員起立〕
○坂本委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決いたしました。

なお衆議院規則第八十六條による報
告書の作成については委員長に一任い
たされたいと存じます。右御了承を
願つておきます。暫時休憩いたしま
す。午後一時半から再開いたします。
午後零時四十分休憩休

〔休憩後は開会に至らなかつた〕
〔参照〕

馬匹去勢法を廃止する法律案(内閣
提出)に関する報告書
〔都合により最終号に掲載〕